

グループホームの 防火安全対策

平成29年5月30日

東京消防庁予防課建築係長

本日のおはなし

- I 消防法令上の用途
 - II 設置が義務付けられる設備
 - III 既存施設の改修方法
-

I 消防法令上の用途

消防法施行令別表第1 (6)項口(5)に該当するもの

名称	分類の基準
障害者支援施設	避難が困難な障害者等を 主として入所させるもの
短期入所を行う施設	
共同生活援助を行う施設 (障害者グループホーム)	

これら以外は
(6)項ハ(5)

避難が困難な障害者等を 主として入所させるもの

「施設を利用する者のうち

障害支援区分 4以上の者が

8割を超える施設をいう」

！要注意！
「以上」ではなく
「超える」

最近10年の主な火災事例

発生年月日	所在	名称	用途	構造・規模	死者数	負傷者数
20. 6.2	神奈川県 綾瀬市	ハイムひまわり	知的障害者 ケアホーム	木造 2階建て 318㎡	3	1
22.12.27	愛知県 豊川市	愛知県 希全の里	身体障害者 支援施設	耐火構造 3階建て 9326㎡	1	
25.2.10	新潟県 新潟市	新潟もぐらの家	身体障害者 グループ ホーム	鉄骨造 2階建て 809㎡	1	5
29.3.12	愛媛県 北宇和郡	共同生活事業 所ひだまりⅢ	障害者支援 施設	鉄骨造 平屋建て 173㎡	3	2

Ⅱ 設置が義務付けられる設備

(6)項口(5)に設置が義務付けられる 主な消防用設備等

消防用設備等	主な設置対象
(1) 消火器	すべて
(2) 屋内消火栓設備	○700㎡(1400㎡・2100㎡)以上 ○地階、無窓階又は4階以上の階で、150㎡(300㎡・450㎡以上)
(3) スプリンクラー	○275㎡以上 ○介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所(利用者の8割超)させるものはすべて★
(4) 自動火災報知設備	すべて
(5) 消防機関へ通報する火災報知設備	すべて ※消防署所から500m以内は不要 ⇒ 自動火災報知設備と連動して起動する★
(6) 誘導灯	すべて

★は今回改正された内容:既存施設の経過措置期限 平成30年3月31日

介助がなければ避難できない者

規則第12条の3

(6)項口(5)では、障害支援区分4以上の方のうち

いずれか1項目でも該当していれば、介助がなければ避難できない者に該当する。

移乗	移動	危険の認識	説明の理解	多動 行動停止	不安定な 行動
支援が不要	支援が不要	支援が不要	理解できる	支援が不要	支援が不要
見守り等の支援が必要	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要			
部分的な支援や介助が必要	部分的な支援や介助が必要	全面的な支援が必要	理解できない	まれにある	まれにある
				月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要
				週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要
全面的な支援や介助が必要	全面的な支援や介助が必要		理解できているか判断できない	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要

(6)項ハ(5)に設置が義務付けられる 主な消防用設備等

消防用設備等	主な設置対象
(1) 消火器	○150㎡以上 ○地階、無窓階又は3階以上の階で、50㎡以上
(2) 屋内消火栓設備	○700㎡(1400㎡・2100㎡)以上 ○地階、無窓階又は4階以上の階で、150㎡(300㎡・450㎡以上)
(3) スプリンクラー設備	○平屋建以外で、6000㎡以上 ○地階、無窓階で、1000㎡以上 など
(4) 自動火災報知設備	すべて★
(5) 消防機関へ通報する火災報知設備	500㎡以上 ※消防署所から500m以内は不要
(6) 誘導灯	すべて

★は今回改正された内容：既存施設の経過措置期限 平成30年3月31日

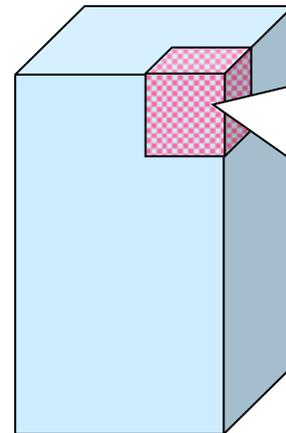
建物の一部を使用する場合①

他に共同住宅以外の用途がないなど、建物全体に対して施設部分がとても小さい場合



施設が入る前の状態で義務付けられていなければ、自動火災報知設備やスプリンクラー設備(口のみ)は、施設部分のみの設置でよい。

小規模特定用途
複合防火対象物



(1)～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ部分の合計が
①延べ面積の10%以下
かつ
②300㎡未満

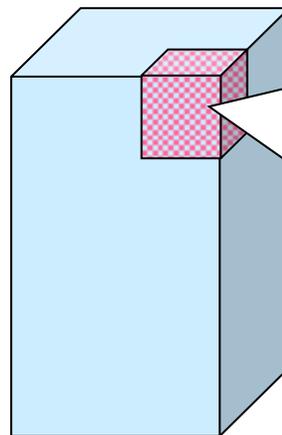
建物の一部を使用する場合②

小規模特定用途複合防火対象物の範囲を超えてしまう場合



建物全体に
自動火災報知設備や
スプリンクラー設備の
設置が必要になることが
あります。

小規模特定用途
複合防火対象物



(1)～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ部分の合計が
①延べ面積の10%以下
かつ
②300㎡未満

建物の一部を使用する場合③

小規模特定用途複合防火対象物の範囲を超えてしまっても...

例えば、

延べ面積が500㎡以上など自動火災報知設備が設置されている共同住宅に入居するなど、事業者の負担が必要ない場合もあります。

経過措置期限までに 改修できないと...

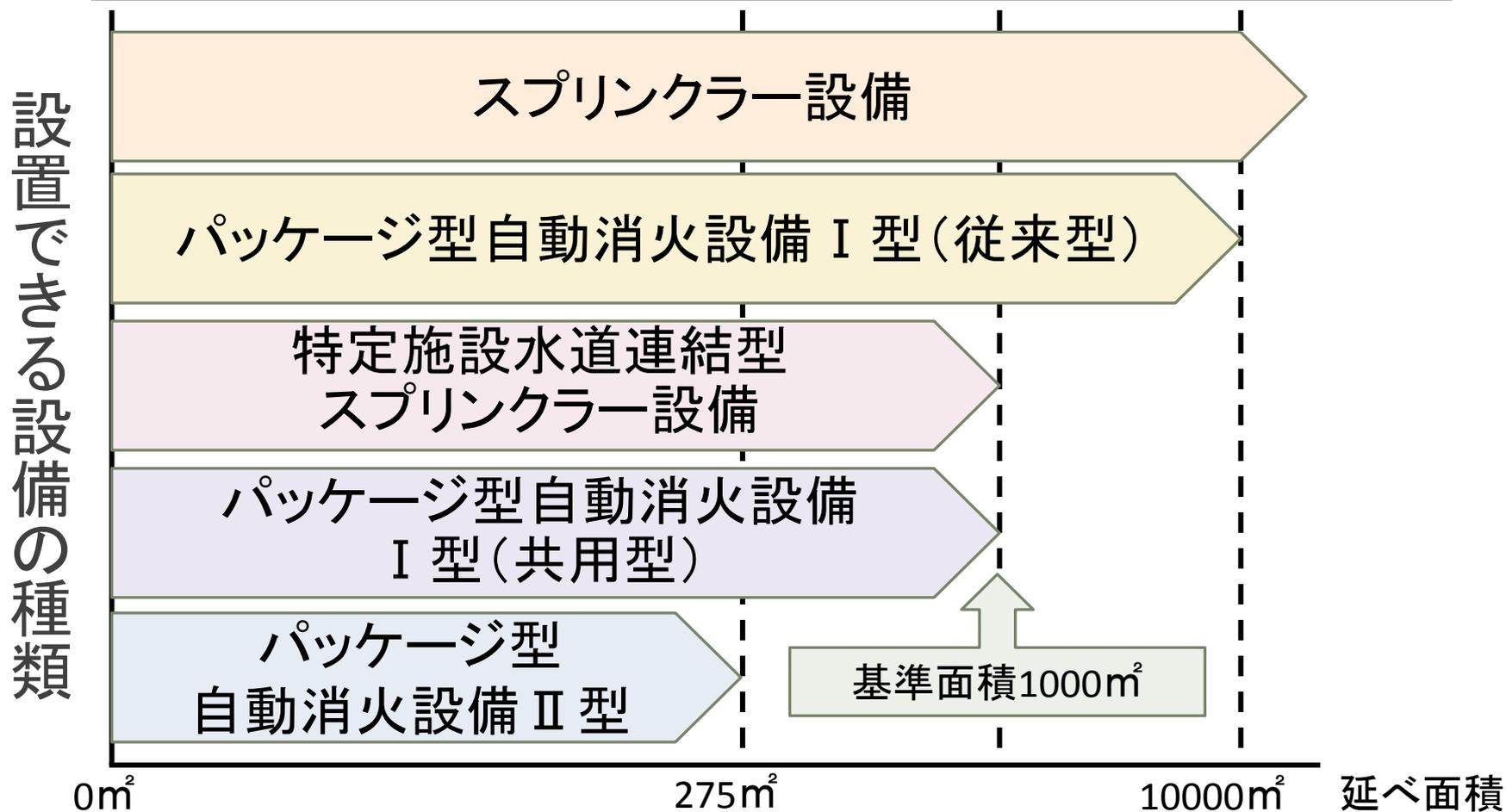
消防法令違反となってしまいます。

違反対象物の公表制度

利用者の安全のため
早めの改修をお願いします。

Ⅲ 既存施設の改修

改修方法① ～設備を設置する



改修方法②～設置を要しない構造にする

消防法施行規則第12条の2

1000㎡以上

防火区画

居室を耐火構造の壁・床で区画

区画は200㎡以下

ア 1000㎡未満

防火区画

居室を準耐火構造の壁・床で区画

区画は100㎡以下かつ4以上の居室を含まない

延べ面積275㎡未満で、入居者が利用する居室が避難階のみの施設は、内装制限に代えて、第2号の検証でも可

内装制限

第1項第2号

第1項第1号

イ 延べ面積100㎡未満

令12条第1号に掲げる防火対象物である

単一用途

入所者が利用する居室が避難階

居室を壁、天井、床で区画

煙感知器

入所者が利用する居室に屋内外から開放可能な開口部

入所者が利用する居室の2方向避難

内装制限を要しないための検証

第2項第2号

内装制限
(居室の区画は不要)

第2項第1号

ウ 共同住宅の一部

共同住宅の一部を施設としたもの(他の用途はない)

施設部分の延べ面積の合計が275㎡未満

防火区画

施設部分の各住戸を準耐火構造の壁・床で区画

施設部分の各住戸が100㎡以下

居室及び通路に煙感知器

避難経路

他の居室を通過しない

通路に面する扉は自閉不燃等

内装制限

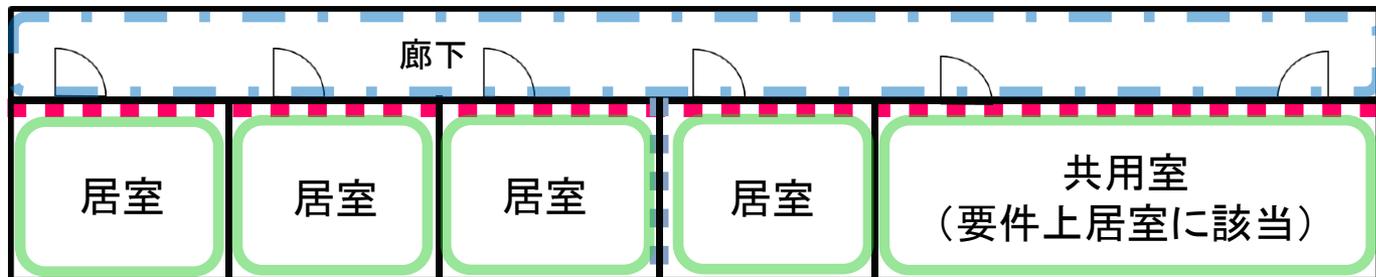
第3項

ア 1000m²未満の構造

消防法施行規則第12条の2第1項第1号

- 準耐火構造の防火区画を形成すること(図 ■■■■ 線)
- 防火区画は100m²以下で4以上の居室を含まないこと
- 内装(避難経路は準不燃材料、その他の部分(居室を含む)は難燃材料)
- 扉は防火設備で自動的に閉鎖すること

例1)
平面



例2)
断面



内装不燃化の部分

防火区画

① 100㎡未満の構造

消防法施行規則第12条の2第2項第1号

第2項 柱書

- 100㎡未満であること
- 入所者が利用する居室が避難階のみ
- 単一用途

平屋建

1F(避難階)	居室	居室	共用室	従業員室
---------	----	----	-----	------

平屋建以外(傾斜地)

1F(避難階)	居室	居室	2F(避難階)
	共用室	従業員室	

防火区画を要さない+居室(共用室を含む)の数を問わない

第2項 第1号

内装不燃化

- 避難経路を準不燃材料
- その他の部分を難燃材料



イ 100m²未満の構造

消防法施行規則第12条の2第2項第2号

第2項 第2号

内装不燃化を要しない

①居室区画(扉は自動閉鎖)

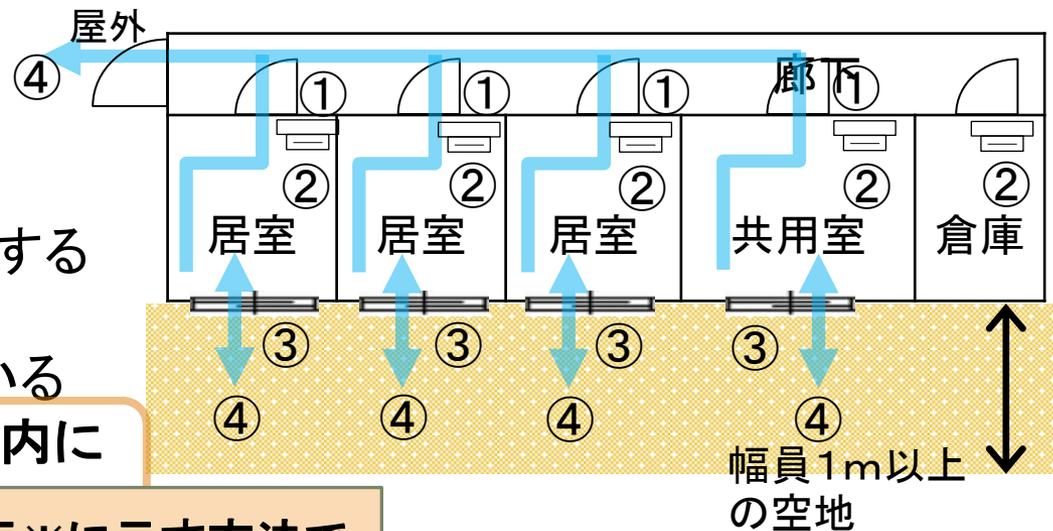
②煙感知器

③各居室の開口部

- ・屋内外から容易に開放
- ・幅員1^{メートル}以上の空地に面する
- ・避難できる大きさ等

④2方向避難が確保されている

⑤火災の影響の少ない時間内に
屋外へ避難できること



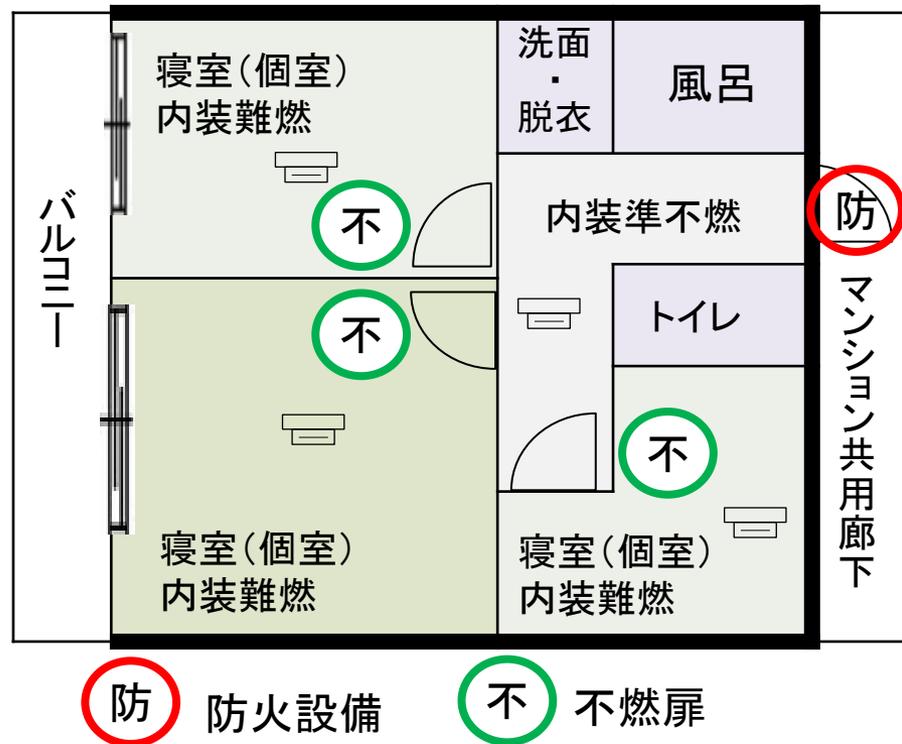
告示※に示す方法で
計算する必要がある。

※入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件

ウ 共同住宅の一部

消防法施行規則第12条の2第3項

- ① 準耐火構造の壁及び床で区画
- ② 玄関：開放廊下に面する
- ③ 玄関扉：防火戸等
- ④ 住戸の内装仕上げ：
②の廊下に通ずる通路＝準不燃材料
その他の部分＝難燃材料
- ⑤ 寝室から②の廊下まで、他の寝室を通らない。
- ⑥ 寝室の扉：自閉式の不燃扉
- ⑦ 煙感知器：居室及び通路に設置
- ⑧ (6)項口各住戸の床面積：100㎡以下



改修方法③ ～特例適用を申請する

特例要件1

建築構造

- 平屋又は地上2階建て
- 内装仕上:難燃

消防用設備等

- 自動火災報知設備設置
- 消防機関へ通報する火災報知設備設置

避難介助者

- 1人当たりの要保護者数
- 従業員等=4人
 - 近隣協力者、代替介助者=3人

改修方法③ ～特例適用を申請する

特例要件2

建築構造

- 平屋又は地上2階建て
- 内装仕上: 難燃
- 居室からの避難経路の確保

消防用設備等

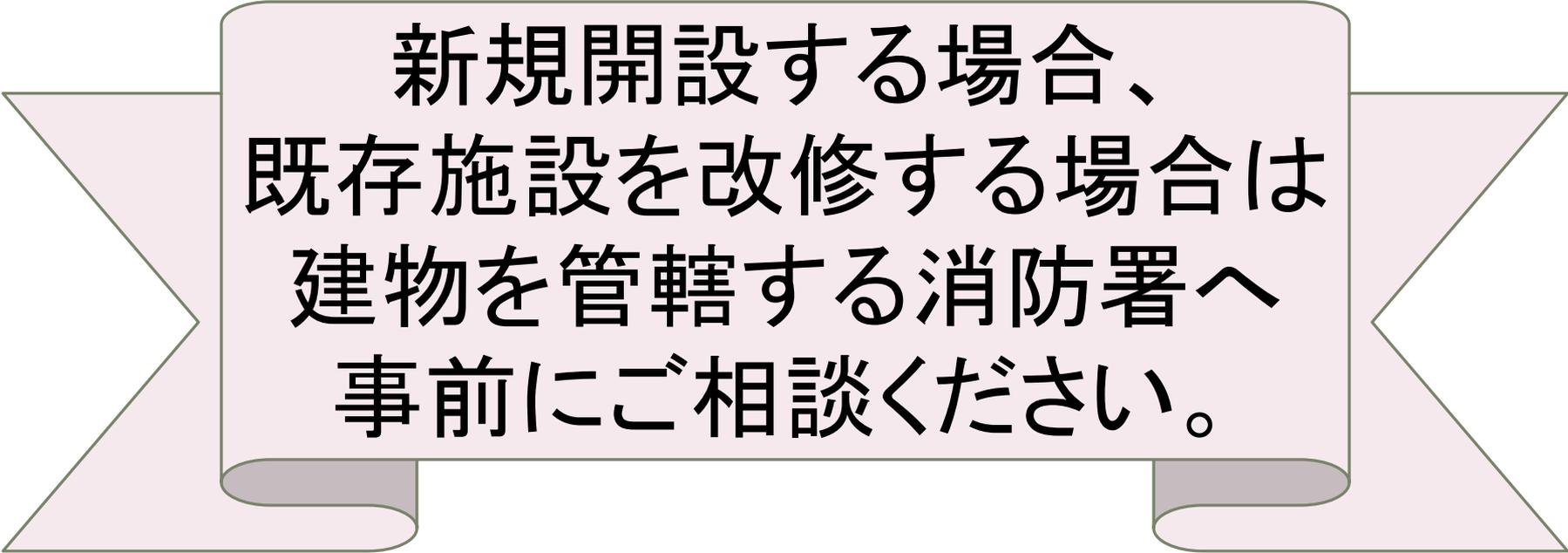
- 自動火災報知設備設置
- 消防機関へ通報する火災報知設備設置

避難介助者

- 同一建物内に 従業員等を1人以上確保

次のいずれか

- ① 扉、掃出し窓等から直接出られる。
- ② 火災室又は火災室の開口部(常時閉鎖又は煙感知器連動閉鎖防火設備を除く。)に面する部分を通らない。



新規開設する場合、
既存施設を改修する場合は
建物を管轄する消防署へ
事前にご相談ください。